

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	1					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	2
事業名称	児童相談所管理運営費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	765,126	1,953	0	5,531	0	757,642
令和6年度	619,325	2,240	0	3,763	0	613,322
増▲減	145,801	▲287	0	1,768	0	144,320

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	425,074	454,331	765,126	765,126	765,126
	市債+一般財源	418,767	448,689	757,642	757,642	757,642
決算	事業費	411,215	419,616			
	市債+一般財源	406,270	413,756			

事業概要 (アクティビティ)	児童を取り巻く諸問題に的確に対応するため、児童相談所を設置し、管理運営を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
児童虐待対応件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	9,103	9,606	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
受付から安全確認までの迅速な対応(48時間内に目視ができた達成率)	単位	目標	-	100	100	100	100	100
	%	実績	97.5	97.2	/	/	/	/
事業目的	<p>児童福祉法に定められた機関であり、子どもに関する家庭その他からの相談に応じ、子どもが有する問題又は子どもの真のニーズ、子どもの置かれた環境の状況等を的確に捉え、個々の子どもや家庭に適切な援助を行い、もって子どもの福祉を図るとともに、その権利を擁護します。</p> <p>また、児童虐待対応だけでなく、その他の養護相談、育成相談、非行相談、障害相談等さまざまな相談支援を実施し、在宅支援から一時保護、自立支援までの総合的な対策を推進します。</p> <p>業務内容</p> <p>(1) 児童に関する諸般の問題につき、家庭その他から相談を受けます。</p> <p>(2) 児童及び家庭に必要な調査、指導並びに医学的、教育的、精神衛生上の判定を行います。</p> <p>(3) 上記の調査又は判定により、必要な指導を行います。</p> <p>(4) 上記業務を適切に運営するため施設の維持、環境整備を行います。</p> <p>施設運営及び施設管理・保全を適切に実施することで、相談・支援部門の業務が円滑に遂行され、市民サービスが安定的に提供できます。</p>							
背景・課題	児童相談所における児童虐待相談対応件数が増加傾向にあるなか、児童虐待防止対策の拡充や児童虐待等の早期発見・対応のため、より一層の体制強化、人材育成を進めていく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第12条							
根拠・データ等	<p>※実績データ</p> <p>(新規相談受付件数) 令和2年度 18,509件、令和3年度 20,549件、令和4年度 19,282件、令和5年度 21,015件</p> <p>(相談指導業務) 令和2年度 327,985件、令和3年度 305,316件、令和4年度 357,275件、令和5年度 302,541件</p> <p>(診断指導業務) 令和2年度 20,784件、令和3年度 24,961件、令和4年度 25,568件、令和5年度 28,324件</p>							
事業スケジュール	<p>昭和31年度：中央児童相談所 設置</p> <p>昭和49年度：南部児童相談所 設置</p> <p>平成7年度：北部児童相談所 設置</p> <p>平成19年度：西部児童相談所 設置</p>							
事業開始年度	昭和31年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	中央児童相談所管理運営費	329,404	188,521	140,883	東部児童相談所開設に伴う初度調弁、委託料等の増
2	西部児童相談所管理運営費	162,490	176,566	▲14,076	委託費等他課負担差引きによる減、光熱水費の一時保護事業への一部付替による減	

細事業(事業内訳)	3	南部児童相談所管理運営費	166,495	157,693	8,802	人件費の増ほか
	4	北部児童相談所管理運営費	106,737	96,545	10,192	人件費の増
	細事業合計		765,126	619,325	145,801	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	宇佐美 高司	小堀 志穂	府金 玲菜

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	2					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	13	施策番号	3
事業名称	在宅障害児短期入所事業事務費										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	20,118	0	0	103	0	20,015
令和6年度	14,097	0	0	72	0	14,025
増▲減	6,021	0	0	31	0	5,990

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	11,553	11,739	20,118	20,118	20,118
	市債＋一般財源	11,524	11,689	20,015	20,015	20,015
決算	事業費	13,431	13,843			
	市債＋一般財源	13,389	13,776			

事業概要 (アクティビティ)	在宅障害児短期入所事業（所管：健康福祉局）の執行（児童相談所窓口での受付）にあたり、社会福祉職会計年度任用職員（日額）を雇用します。 ・こども医療センター重症心身障害児施設・短期入所に係る受付事務、調査事務、統計事務等 ・重症心身障害児施設ミドルスティ利用調整、障害児入所施設の給付決定、措置事務							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
短期・中期入所受付 件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	58	58	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
受付日より1週間以 内に処理できている 割合	単位	目標	-	100	100	100	100	100
	%	実績	100	100	/	/	/	/
事業目的	在宅障害児短期入所事業の事務を専任の職員が実施することで、事務処理の迅速化、正確性、効率化の向上が期待できます。							
背景・課題	在宅障害児短期入所事業の児相窓口での受付については、家族による看護が困難な事情や、保護者からの虐待を受けて家族との同居が児童の心身に影響を与えている場合など、児相の専門的支援が必要な場合もあり、継続していく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	障害者総合支援法、児童福祉法、横浜市児童相談所長委任規則第1項～29項							
根拠・データ等	<障害相談受付件数> ※実績データ 令和2年度 7,396件 令和3年度 9,101件 令和4年度 7,471件 令和5年度 8,696件							
事業スケジュール	昭和48年度 (旧在宅障害児緊急一時保護事業) 平成15年度 (支援費制度施行) 平成18年度 (障害者自立支援法施行) 平成20年度 こども青少年局中央児童相談所から在宅障害児緊急一時保護事業が健康福祉局障害支援課に事務移管 平成22年度 健康福祉局障害支援課から在宅障害児短期入所事業がこども青少年局中央児童相談所に移管 平成24年度 障害児に係る児童福祉法の規定が見直しがされ、重症心身障害児の施設入所の支給決定、年度更新は区が実施 平成25年度 通園の支給決定、訓練介助器具購入費の助成申請受付、障害者総合支援法の短期入所。日中一次支援の支給決定事務を区に移管							
事業開始年度	昭和48年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	在宅障害児短期入所事業事務費		20,118	14,097	6,021
	細事業合計		20,118	14,097	6,021	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 宇佐美 高司	係長 小堀 志穂	府金 玲菜
------------------------------------	--------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	3					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	1
事業名称	一時保護事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,765,188	620,629	0	13,749	0	1,130,810
令和6年度	1,665,781	616,186	0	11,619	0	1,037,976
増▲減	99,407	4,443	0	2,130	0	92,834

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	1,262,863	1,440,150
	市債＋一般財源	741,537	824,762
決算	事業費	1,198,518	1,130,691
	市債＋一般財源	521,020	524,414

令和8年度	令和9年度	令和10年度
1,765,188	1,765,188	1,765,188
1,130,810	1,130,810	1,130,810

事業概要 (アクティビティ)	要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のために一時保護を実施します。一時保護所では主に、生活習慣、日常作業学習等の指導を行うとともに、適切な施設の選定等のために行動観察や家庭復帰に向けた支援を行います。また、乳児は乳児院に委託し、児童によっては障害児施設等の児童福祉施設や里親及び病院に一時保護委託します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
一時保護件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-
	件	実績	1407	1308	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
児童の処遇改善 (平均入所率)	単位	目標	-	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内	100%以内
	%	実績	103.4	100.1	/	/	/	/
事業目的	児童福祉法33条の規定に基づき児童相談所長が必要と認めるとき、児童を一時保護所又は警察署、児童福祉施設等に一時保護します。一時保護は、要保護児童に対し、緊急保護・行動観察・短期治療・施設入所準備のため実施します。							
背景・課題	保護児童の定員超過が慢性化し、対応がひっ迫しており、児童の権利擁護の観点からも定員超過の解消が急務となっています。一時保護所の定員増加へ向けて、現在、児童相談所の整備を進めています。令和6年度は南部児童相談所の移設が完了し、令和8年度には(仮称)東部児童相談所を新設します。また、さらなる定員超過対策として、令和6年度に移転した現南部児童相談所一時保護所を、令和6・7年度限定で引き続き一時保護所として暫定活用します。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第11条第1項第2号ホ、第12条の4、第33条、第50条第8号、第53条。児童福祉法施行規則第35条							
根拠・データ等	※実績データ (児童定員) 中央52人・西部40人+10人・南部47人+10人・北部30人(令和6年度) (1日あたり入所人数) 令和2年度 173.8人、令和3年度 176.1人、令和4年度 183.1人、令和5年度 177.2人 (一時保護件数) 中央：令和2年度 518件、令和3年度 434件、令和4年度 503件、令和5年度436件 西部：令和2年度 293件、令和3年度 288件、令和4年度 304件、令和5年度283件 南部：令和2年度 329件、令和3年度 277件、令和4年度 331件、令和5年度292件 北部：令和2年度 303件、令和3年度 305件、令和4年度 269件、令和5年度297件							
事業スケジュール	【事業開始年度】 昭和31年11月 中央児童相談所一時保護所設置 平成19年3月 南部児童相談所一時保護所設置 平成19年6月 西部児童相談所一時保護所設置 平成25年9月 北部児童相談所一時保護所設置							
事業開始年度	昭和31年度							

(単位：千円)

細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
細事業(事業内訳)	1 中央一時保護事業費	724,025	747,561	▲23,536	給食業務委託料の減
	2 西部一時保護事業費	277,865	261,019	16,846	委託費項目見直しによる減
	3 南部一時保護事業費	442,793	373,398	69,395	給食業務委託の増ほか
	4 北部一時保護事業費	320,505	283,803	36,702	児童受入見込の増

	細事業合計	1,765,188	1,665,781	99,407	
--	-------	-----------	-----------	--------	--

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	宇佐美 高司	小堀 志穂	松野 さや香

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	4					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	3
事業名称	施設児童対策フレンドホーム事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	1,048	0	0	0	0	1,048
令和6年度	1,048	0	0	0	0	1,048
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	1,048	1,048
	市債＋一般財源	1,048	1,048
決算	事業費	738	805
	市債＋一般財源	738	805

令和8年度	令和9年度	令和10年度
1,048	1,048	1,048
1,048	1,048	1,048

事業概要 (アクティビティ)	児童福祉施設に措置されている児童及び児童相談所で一時保護されている児童等に、フレンドホームにて家庭的な雰囲気を体験させます。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
委託児童数	単位	目標	45	45	45	45	45	45
	人	実績	41	42	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
利用希望児の中での委託率	単位	目標	-	100	100	100	100	100
	%	実績	91	93.3	/	/	/	/
事業目的	児童福祉施設に措置されている児童及び児童相談所で一時保護されている児童等を、フレンドホームに一時的な養育を依頼し、家庭的な雰囲気を体験させることにより、児童の情緒安定化を図り社会適応性を養います。							
背景・課題	児童養護施設退所後の自立生活を見据えて、家庭的な雰囲気を感じ体験しておくことは必要なことです。親権者や親族等との面会や一時帰省等の機会が乏しい児童にも体験の機会が必要であるため、事業実施により体験の機会を確保する必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	横浜市フレンドホーム事業実施要綱							
根拠・データ等	※実績データ (実施日数) 令和2年度 183日、令和3年度 227日、令和4年度 412日、令和5年度 466日 ※令和2、3年度はコロナにより実績減。 (実施人数) 令和2年度 35人、令和3年度 38人、令和4年度 41人、令和5年度 42人							
事業スケジュール	昭和46年度 事業開始 令和6年度まで継続して事業実施 令和7年度以降も継続して実施予定							
事業開始年度	昭和46年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	施設児童対策フレンドホーム事業	1,048	1,048	0
	細事業合計	1,048	1,048	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 木村 知香枝	係長 田中 睦美	田中 睦美
------------------------------------	--------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	□ 新規 □ 拡充	事業評価書番号	5					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	1
事業名称	在宅指導児童健全育成事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	2,094	0	0	84	0	2,010
令和6年度	2,094	0	0	84	0	2,010
増▲減	0	0	0	0	0	0

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	2,972	2,972	2,094	2,094	2,094
	市債＋一般財源	2,946	2,946	2,010	2,010	2,010
決算	事業費	3	767			
	市債＋一般財源	3	767			

事業概要 (アクティビティ)	在宅指導中の児童を対象に、社会生活技術・対人スキルの向上を目的として、レクリエーション活動を行います。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
実施回数	単位	目標	16	16	16	16	16	16
	回	実績	1	8	/	/	/	/
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
児童の対人スキルの向上 (参加児童へのアンケート)	単位	目標	-	80	80	80	80	80
	%	実績	-	95.5	/	/	/	/
事業目的	在宅指導中の児童を対象に、レクリエーション活動を通じて社会生活技術・対人スキルの向上を図ります。また、集団での活動を通じ児童の特性を把握することで保護者に対しその児童に即した養育の助言が可能になります。加えて活動を通じて保護者との関係が構築され、援助関係が深まることで養育状況の改善に良い影響を及ぼすことが期待できます。							
背景・課題	在宅指導中の児童は被虐待児や障害児が多く、通常の生活だけでは社会生活技術・対人スキルが身につかずトラブルが生じることが多いです。そのため事業にて行動観察等を実施し、児の社会生活技術・対人スキルを向上させるために必要な支援は何かを評価することが求められています。また、自己肯定感が低い児が多いため、職員との関わりの中で自己肯定感(満足度)を育む必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法 第12条、児童相談所運営指針第4章第2節、児童権利宣言第7条、児童の権利に関する条約第31条							
根拠・データ等	野外指導・通所指導について令和6年度は各所年1～3回実施見込み。 (令和2～4年度は、感染症拡大防止のため、野外活動・集団指導を中止) (令和5年度は、感染症拡大防止のため、所内もしくは近場での実施回数減で実施)							
事業スケジュール	1 通所指導 各所年2回程度 2 屋外指導 各所年2回程度							
事業開始年度	昭和31年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	在宅指導児童健全育成事業		2,094	2,094	0
細事業合計			2,094	2,094	0	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 木村 知香枝	係長 田中 睦美	田中 睦美
------------------------------------	--------------	-------------	-------

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	■ 新規 ■ 拡充	事業評価書番号	6	
歳出予算科目	一般会計	6 款 3 項	6 目	政策番号	4	施策番号	1
事業名称	児童虐待防止対策事業						

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	458,086	141,710	29,873	1,359	0	285,144
令和6年度	411,806	135,232	40,116	1,209	0	235,249
増▲減	46,280	6,478	▲10,243	150	0	49,895

歳出		令和4年度	令和5年度
予算	事業費	311,004	521,777
	市債＋一般財源	171,304	280,556
決算	事業費	298,566	354,719
	市債＋一般財源	147,577	197,855

令和8年度	令和9年度	令和10年度
458,086	458,086	458,086
285,144	285,144	285,144

事業概要 (アクティビティ)	児童虐待における要保護児童等の増加及び深刻化に対応するため、児童虐待の適切な通告受理及び迅速な対応を図ります。また、関係機関との連携を促進し、児童虐待の未然防止および重篤化の防止と子ども・家族を中心とした当事者への支援を推進します。							
事業指標① (アウトプット)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
虐待対応件数	単位	目標	—	—	—	—	—	—
	件	実績	9028	9606				
事業指標② (アウトカム)	年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
受付から安全確認までの迅速な対応(48時間以内目視確認)	単位	目標	—	100	100	100	100	100
	%	実績	97.5	97.2				
事業目的	児童虐待にかかる通告・相談への対応を引き続き強化します。児童虐待の早期発見・早期対応のため、より一層の体制強化、人材育成に取り組みます。							
背景・課題	全国的な児童虐待の相談対応件数は増加傾向にあり、本市においても児童虐待対応件数は 令和4年度9,208件 令和5年度9,606件と増加しており、重篤な事例も発生しています。また令和4年6月に改正児童福祉法が成立、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化している状況等から、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等が示されています。令和7年6月からは、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入、その他一時保護所から原籍校へ通学するための支援の開始など、引き続き体制の整備・協か及び人材育成を充実させていく必要があります。							
根拠法令・方針決裁等	児童福祉法、児童虐待防止法							
根拠・データ等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 児童福祉法、児童虐待防止法 ○ 児童虐待対応件数 令和元年度 7,051件、令和2年度 8,853件、令和3年度 7,659件、令和4年度9,028件 令和5年度9,606件 ○ 児童福祉司数 令和2年度 182人、令和3年度 192人、令和4年度 250人、令和5年度 240人、令和6年度244人 ○ 児童相談所運営指針、厚生労働省「児童虐待防止対策支援事業」 							
事業スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和31年度 児童相談所設置 ・平成6年度 嘱託弁護士 委嘱開始 ・平成13年度 よこはま子ども虐待ホットライン開設 ・平成19年度 養育支援家庭訪問員配置 ・平成22年度 虐待対応専門員配置 ・平成27年度 連携対応専門幹配置 ・令和元年度 中央児童相談所に弁護士を常勤配置 							
事業開始年度	昭和31年度							

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称	7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	親子再統合・親子関係再構築支援事業	10,859	10,786	73
2	医療的機能強化事業	1,810	1,600	210	セカンドオピニオン実施予定件数の増
3	被虐待児支援強化事業	9,511	8,109	1,402	受講研修(こども家庭庁新設)の増
4	法的対応機能強化事業	44,328	19,174	25,154	会計年度任用職員新規雇用に伴う増ほか
5	児童虐待初期対応事業	151,411	146,272	5,139	ホットライン受付業務委託の仕様見直しに伴う委託料の増

細事業(事業内訳)	6	養育支援家庭訪問事業	134,994	136,209	▲1,215	子ども・子育て計画に基づくヘルパー派遣件数の減に伴う委託料の減
	7	未成年後見人支援事業	6,323	6,323	0	
	8	里親支援事業	23,335	21,279	2,056	人材育成のための研修講師謝金(報償費)の増
	9	広報・啓発事業	990	990	0	
	10	児童相談所DX事業	74,525	61,064	13,461	タブレット調達による増
	細事業合計		458,086	411,806	46,280	

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長	係長	
	石神 光	上山 智輝	藤渕 孔明

令和7年度 事業計画書

事業局課	こども青少年局	中央児童相談所	新規拡充	<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 拡充	事業評価書番号	9					
歳出予算科目	一般会計	6	款	3	項	6	目	政策番号	4	施策番号	2
事業名称	児童虐待相談進行管理システム事業										

(単位：千円)

区分	金額	財源内訳				
		国	県	その他	市債	一般財源
令和7年度	69,146	8,500	1,000	0	0	59,646
令和6年度	30,417	1,000	1,000	0	0	28,417
増▲減	38,729	7,500	0	0	0	31,229

歳出		令和4年度	令和5年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
予算	事業費	15,413	26,832	49,739	24,659	24,659
	市債＋一般財源	13,413	24,832	47,739	22,659	22,659
決算	事業費	14,474	29,153			
	市債＋一般財源	12,474	25,604			

事業概要 (アクティビティ)	児童相談所における相談受理から支援経過の情報を福祉保健システム内にデータ化し、組織的に共有することにより、的確な進行管理を行い、支援の見落とし等の事故を防止するとともに、データを会議資料として活用することで方針決定の迅速化と、事務作業の軽減を図る。						
-------------------	--	--	--	--	--	--	--

事業指標① (アウトプット)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
虐待対応件数	単位	目標	-	-	-	-	-	-	-
	件	実績	9028	9606					
事業指標② (アウトカム)		年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度
受付から安全確認までの迅速な対応(4月～12月までに受理した案件の年度内処理率)	単位	目標	-	-	100	-	-	-	-
	%	実績	93.6	96.2					

事業目的	<p>【事業目的】 増加する児童虐待に対し、システムによる管理を行い、事故の未然防止及び適切な進行管理を図る。また、システム改修を進めることで、様々な機能を実装し、自動化を進め、事務作業の軽減を図る。</p> <p>【効果】 支援の見落とし等の事故を防止するとともに、データを会議資料として活用することで、方針決定の迅速化と、事務作業の効率化を図る等、的確な進行管理を行える。</p>
------	--

背景・課題	児童虐待に関する相談・通告件数及び児童虐待相談に係る対応件数は年々増加しているほか、対応件数が増えたことにより、職員の負担が増えている。
-------	--

根拠法令・方針決裁等	児童福祉法第12条・児童相談所運営指針
------------	---------------------

根拠・データ等	<p><虐待対応件数>※実績データ</p> <p>平成30年度 6,403件 令和元年度 7,051件 令和2年度 8,853件 令和3年度 7,659件 令和4年度 9,028件 令和5年度 9,606件</p>
---------	---

事業スケジュール	<p>平成20年度 検討・他都市調査</p> <p>平成21年度 進行管理サポートシステム開発・機器調達、試行運用</p> <p>平成22年度 進行管理サポートシステム稼働、システム改修等</p> <p>平成23年度 福祉保健システムとの統合、事業開始</p> <p>平成24年度～令和元年度 福祉保健システムの改修</p> <p>令和5年度～ 情報共有システムとの連携</p>
事業開始年度	平成23年度

(単位：千円)

細事業(事業内訳)	細事業名称		7年度	6年度	差引(増減)	増減説明
	1	児童虐待相談進行管理システム事業	69,146	30,417	38,729	システム構築による増
細事業合計		69,146	30,417	38,729		

本資料は、評価やデータなどを踏まえ検討し、公正・適正に作成しました。	課長 石神 光	係長 上山 智輝	石井 健一
------------------------------------	------------	-------------	-------